

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例

四日市市職員定数条例（昭和36年四日市市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u></p> <p>(4) <u>法第22条の3第4項に規定する臨時の職員（臨時の職に規定する場合において臨時的に任用される職員に限る。）</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第5項に規定する臨時の職員</u></p> <p>2 (略)</p>

改正後	
別表（第2条関係）	
機関名	職員定数
(略)	
市立四日市病院の職員	<u>978人以内</u>
(略)	
合計	<u>3,429人以内</u>

改正前

別表（第2条関係）

機関名	職員定数
（略）	
市立四日市病院の職員	<u>874人以内</u>
（略）	
合計	<u>3,325人以内</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（総務部人事課）